

ピックアップ解説

【議第 72 号】富士宮市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について

総務文教委員会では、現状の地方行政において重要な担い手となっている臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するための、一般職の会計年度任用職員制度について、関係部課長説明のもと、以下のような質疑を交わしました。その結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

Q：現在の臨時職員及び嘱託員の制度と処遇がどのように変わっていくのか。

A：休暇等については規則で定めるが、今後他市の状況を見ながら作っていく。賃金については、例えば現在日額 6,900 円の臨時職員が毎月 20 日の勤務を 1 年したとすると、期末手当も入れて約 207 万円。これが会計年度任用職員になると 220 万円程と試算している。

Q：国の財源措置はあるのか。人件費はどのくらい増えるのか。

A：国の財源措置は決まっていないと県から報告があった。人件費は、当初予算要求額で比較すると、約 6,500 万円から 9,000 万円程の増額が見込まれる。

条例制定に反対すべきと主張する議員の視点

【反対討論】 渡辺 佳正 議員

次の3つの理由で「臨時・嘱託職員を会計年度任用職員にする」条例制定に反対します。

- ・会計年度任用職員制度は社会が求める「非正規を正規に」という流れに逆行し、「公務は正規職員を中心に」という原則から逸脱すること。
- ・新制度では全職員の38%を占めるすべての非正規職員がパートタイム勤務になる。処遇改善といっても、パートタイム勤務で 200 万円程の賃金では、正規と同じような仕事をして2分の1から3分の1以下という正規・非正規の格差解消にはならないこと。
- ・新制度で必要な処遇改善の財源について、いまだ国からの明確な方針が示されていない。確かな財源を見込める状況ではないため、来年度以降、必然的に人件費圧縮の流れになること。

【議第 77 号】令和元年度富士宮市一般会計補正予算（第 3 号）について

今回補正予算の中で、特に議会が目にしたのは、新稲子川温泉ユー・トリオ（以下、ユー・トリオ）関係予算です。予算内容は大きく分けて以下2つの費用です。

①源泉井戸の調査実施費用（460 万円）

②指定管理者である株式会社ユアーズ静岡への休業補償費用（399 万 1 千円：期間 H31.4.1～4.24 及び R1.5.31～7.31）

今後、調査結果によりユー・トリオの運用を検討する。

参考 ユー・トリオに関するこれまでの経過

平成 31 年 1 月レジオネラ属菌検出のため休業。2 月～4 月引湯管等を調査洗浄。4 月水質検査の結果、検出されなかったため営業再開。5 月源泉からのレジオネラ属菌検出のため休業中。

タブレット型端末の使用を開始！！

【鈴木 弘 副議長のコメント】

3 年前に検討を始め、その後 2 年間特別委員会にて研究し、本年ようやく導入できることになりました。とても感慨深く、議員、当局、事務局の皆様のご努力に感謝申し上げます。既に各議員が当たり前のように使用していますが、今後さまざまに利活用し富士宮市議会が更なる活気ある議会となることにつなげていきたいと思っております。

